

阿賀野市監査委員告示第6号

阿賀野市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により平成28年9月16日付けで提出された阿賀野市職員措置請求（阿監第83号）について、同条第4項の規定により監査を行ったので、同項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

平成28年11月15日

阿賀野市監査委員 土 橋 伴 二

阿賀野市監査委員 山 崎 正 春

第 1 阿賀野市職員措置請求(以下「本件請求」という。)

〔1〕 請求人

住所 阿賀野市

氏名 天 野 市 榮

〔2〕 阿賀野市職員措置請求の提出

平成 2 8 年 9 月 1 6 日

〔3〕 請求の内容

請求人から提出の住民監査請求書及び資料(以下「住民監査請求書等」という。)によると、主張事実の要旨及び措置請求は、次のとおりである。

(以下 1. 請求の要旨については、住民監査請求書等の原文のまま掲載している。)

1. 請求の要旨

(1) 誰が、いつ、どのような財務会計上の行為を行ったか

総務課長は、別記「市長公務と関連性のない市長公用車の運行実態調べ」記載の 2 2 件の市長公用車の使用を認め運転員に運転業務を命令した。

別記「市長公務と関連性のない市長公用車の運行実態調べ」

(2) 違法・不当な財務会計上の行為と考える理由

阿賀野市民オンブズマンでは、市長公務と関連性のない市長公用車(エスティマ・H. B)の使用実態がないかどうかを調べるため、平成 28 年 6 月 13 日付けで阿賀野市長に対して、平成 27 年度及び平成 28 年度 4 月末日までの 13 か月間の市長の公務日程及び市長公用車の運転日誌について情報公開請求を行い、同年 7 月 1 日に担当課から資料(写し)が交付された。市から交付された資料を詳細に比較検討したところ、2 2 件の市長公用車の使用について、庁外での市長公務が入っていないにもかかわらず、公用車の運行実態があることが判明した。

市長公用車(以下、「市長車」という。)は通常の公用車と異なり、市長が執務する市庁舎以外の場所で行われる公務に出席するために使用される市長車と市長車の運転業務に従事する運転員が市庁舎に配置されている。通常、市長が庁外で行われる公務に出席する場合、運転員は市庁舎と公務先との間で市長を乗せた状態で市長車を往復運転するが、市長を公務先に送るのみ、または公務先に市長を迎えに行くのみ、など市庁舎と公務先と間で市長を乗せた状態で市長車を片道運転することもある。

また市長車の使用については市職員が市長公務以外の公務で使用することも考えられる。この場合、当該公務を執行する日時に通常の公用車の全てが使

用中のため、当該公務日程を変更できずやむを得ず空いている市長車を使用する
場合が想定される。しかし、職員の私用車を公務で使用することが認められて
いる(平成16年4月1日訓令第4号)ことを考えると、空いている市長車を
しかも運転員付きで使用することは考えにくい。

以上の検討結果からすると、市役所内の何者かが市長公務の入っていない日
時に、市長車を公務以外の目的、すなわち私的用務で使用しているものと思わ
れる。

(3) 阿賀野市に与えた損害

公務に関連性のない市長公用車の使用によって、市が蒙った損害が次のとお
りである。

別記「市長公務と関連性のない市長公用車の運行実態調べ」に記載された
22件の市長公用車の運行経費(運転員の人件費、車の燃料代)

(4) 求める措置請求

監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。
別記「市長公務と関連性のない市長公用車の運行実態調べ」に記載された22
件の市長公用車の使用を認めた最終責任者(決裁権者)に対して市が蒙った損
害を回復させよ。

[4] 事実証明書について

添付された事実証明書は以下のとおりである。

- | | |
|----------|------|
| 1. 運転日報 | 各13枚 |
| 2. 市長日程表 | 各14枚 |

[5] 請求の受理

(1) 請求人の資格について

地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項の規定において住民監査請求を行
うことができる請求人とは、当該普通地方公共団体の住民と規定されている。

本件請求人は住民監査請求の資格を有している。

(2) 法第242条第1項の規定により、措置請求の対象は当該普通地方公共団体の長若し しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員とされており、本件請求は 阿賀野市長に対して措置を請求している。

(3) 請求期間について

請求人は「市長公用車の燃料費・運転員の人件費」に関して監査の対象としている。
しかし、住民監査請求の請求期間は、法第242条第2項の規定により当該行為の
あった日から1年以内とされているが、同日提出された「公務と関連性のない会議出

席における市長交際費及び市長公用車の違法使用」(阿監第 82 号)とも関連すると思量されるため、今回は特別に監査の対象とする。

(4) 要件審査及び請求の受理

以上により、本件請求は法第 242 条の要件を具備しているものと認め、平成 28 年 9 月 16 日にこれを受理した。

第 2 監査の実施

[1] 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して、平成 28 年 10 月 18 日に陳述の機会を与えた。

請求人の陳述会には本人は出席せず、次の陳述書の提出により職員措置請求書内容の補足とした。(以下、陳述書の内容については、原文のまま掲載している。)

私が市長をしていた 4 年間の記憶を辿れば、私自身、市長公用車を私的用務で使用した覚えはありません。休日に市内で行われる公務であれば、むしろ公費節減のため公用車の使用は避けて私用車を使って公務先に出掛けました。

また、市外で行われる自民党などの公党が主催する集会や現職の国会議員及び県議会議員が主催する政治集会(政治資金パーティーなど)においては、主催者側からの集会開催の案内を受けて、主催者側に出席する旨の通知をした上で、開催日に公用車を使用して集会場所に向いたことは覚えています。これら集会への参加は公務であったと認識しています。

私は市長在任中の 4 年間、公用車の使用にあたっては公私の区別をはっきりとつけておりました。

[2] 監査対象事項

請求人提出の「市長公務との関連性のない市長公用車の運行実態調べ」記載の 22 件の運行記録について、その市長公用車の使用が、違法・不当な運行に当たるのかについて監査の対象とした。

[3] 監査対象部局

本件について、総務部市長政策課を監査対象とし、平成 28 年 10 月 17 日に市長政策課長及び担当職員より事情を聴取し、また、詳細について説明を求めた。

[4] 監査対象部局の意見書の提出及び事情説明等

(1) 監査対象部局の意見の要旨

監査対象部局の事情説明の他、資料の提出があった。

1. 市長公用車使用について

市長公用車の取扱いについては特別な規定がないため、「阿賀野市自動車管理使用規程」に基づき使用している。

市長が公用車を使用する場合の手続きは、同規程第 9 条第 1 項の規定により不

要であり、当日の目的地や運行経路等の決定については、当日のスケジュールにより、市長政策課秘書係と総務課運転手が協議して行っている。状況によっては、市長が直接指示することもある。

市長の職務遂行は一般職と異なり勤務時間の概念がなく土日休日や昼夜を問わず公務が優先され、その職務内容も広範多岐にわたる。市長公用車は、市長が市を代表して行う市政運営上必要と認められる相手方との面談・懇談、意見交換、会合、式典等への出席をはじめ、市長として外部からの要請に伴う庁舎外での会議等への出席や危機管理、災害対応など市政運営に必要な様々な場面で用いる。

また、市長公用車は、公務日程を機動的かつ円滑にこなすための手段として、移動の迅速性、危機管理上の緊急時の指示・連絡体制の確保、移動中の安全確保の観点等から公用車を市長専用車両として運用し、使用している。

※ 「阿賀野市自動車管理使用規程」 ※抜粋

(使用の範囲)

第8条 庁用自動車の使用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市長及び副市長が使用するとき。
- (2) 非常又は緊急の場合で、庁用自動車の使用を必要とするとき。
- (3) 旅行命令により出張するときに、通常交通機関を利用することにより著しく公務が遅延し、又は通常交通機関を利用することが困難であるとき。
- (4) 広報、連絡、調査その他の用務で特に自動車を必要とするとき。

(使用の手続き)

第9条 庁用自動車を使用する場合(市長及び副市長が使用するときを除く。)

は、主管課長を通じ、使用日の前日までに庁用車使用伺兼運転命令伝票を、市外出張するときは出張命令と一緒に総務課長に提出するものとする(権限を委任された車両については、伝票のみ主管課長に提出する。)。ただし、緊急の場合は、使用当日又は使用時に提出することができる。

2. 「市長公務と関連性のない市長公用車の運行実態調べ」記載の22件について、次ページ市長公用車の市長動向一覧表及び各団体からの出席依頼案内状が証拠として提出があった。

市長公務との関連性のない市長公用車の運行実態表に対する市長動向一覧表									
No.	運 転 日 報						市長動向		
	使用月日	曜日	使用時間		行き先	走行距離	行き先	理 由	
			開始時刻	終了時刻					
1	H27.4.3	金	13:00	14:45	新潟市	49km	新潟大学医歯学総合病院	教授面談	
2	H27.4.20	月	15:50	17:45	新潟市	48km	新潟市内（鳥屋野潟公園、亀田公園、横越公園）	新潟市内公園視察	
3	H27.7.7	火	14:30	22:00	市内	18km	東部産業団地・角昭	新潟東部太陽光発電所3号系列竣工式・懇親会出席	
4	H27.7.13	月	14:50	18:20	新潟市	46km	ANAクラウンプラザホテル	参議院議員つかだ一郎君激励の集い出席	
5	H27.8.21	金	11:25	13:48	新発田市（月岡）	26km	ホテル華鳳	株式会社上松設備竣工式出席	
6	H27.8.31	月	13:40	15:30	市内	35km	290号沿線地区（女堂～折居～勝屋～村杉～籠田～福永）・分田地区等	8月25日～26日の台風15号による被害状況等確認	
7	H27.9.7	月	9:20	10:55	新潟市（県庁）	50km	県庁	県農林水産部流通課長面談	
8	H27.9.10	木	13:40	15:07	市内	37km	阿賀野川（法柳～嘉瀬島～分田～小浮等）、安野川等市内河川	9月9日～10日の台風18号による河川増水、被害状況等確認	
9	H27.9.11	金	8:45	9:30	市内	14km	安野川等市内河川	9月9日～10日の台風18号による河川増水、被害状況等確認	
10	H27.9.14	月	15:55	19:00	新潟市	46km	ANAクラウンプラザホテル	参議院議員中原八一君を励ます会出席	
11	H27.9.15	火	9:00	9:50	市内	14km	市内一円（笹岡・山崎等）	9月9日～10日の台風18号による圃場等状況確認	
12	H27.10.10	土	13:30	15:07	新潟市	47km	新潟市内	阿賀野市戦没者追悼式後、結婚式出席 ※午前10時から開催の阿賀野市戦没者追悼式に出席後、午後3時から開催の阿賀野市内事業所から来賓として招待を受けた結婚式に出席するため、新潟市の会場まで送迎したもの。（送りのみ）	
13	H27.10.14	水	11:00	14:20	市内	30km	市内一円（天天堂・七浦・うららの森等）	市内巡視・現地確認 ※自治会からの要望箇所について道路状況等確認及びうららの森視察等	
14	H27.11.26	木	18:00	18:35	市内	20km	市内一円（出湯・村杉等）	市内巡視・現地確認 ※五頭温泉郷地区の街路灯確認	
15	H27.12.22	火	15:00	15:55	市内	23km	市内一円（月崎・小河原・下里等）	市内巡視・現地確認 ※自治会からの要望箇所について道路状況・消雪パイプ設置状況等確認	
16	H28.1.4	月	13:30	16:10	市内	49km	市内一円	年始あいさつ回り	
17	H28.2.11	木	8:45	12:00	市内、新発田市	47km	安田フラワーガーデン～ホテル華鳳	世界の洋らん展・帆苺謙治新年祝賀会出席 ※午前9時30分から安田フラワーガーデンで開催された「第21回世界の洋らん展inにいがた」に出席後、正午から開催の県議会議員帆苺謙治氏の「ほかりけんじ後援会・謙山会合同新年祝賀会」に出席するため、新発田市内ホテルまで送迎したもの。（送りのみ）	
18	H28.2.15	月	13:50	14:40	市内	11km	市内一円（水原地区街中）	市内巡視・現地確認 ※道路状況・消雪パイプ設置状況等確認	
19	H28.2.29	月	15:00	17:28	五泉市	85km	聖籠町役場・五泉市役所	聖籠町長、五泉市長面談	
20	H28.4.19	火	13:30	17:07	市内	65km	市内一円（水原・安田地区）	市内巡視・現地確認 ※道路・河川・建物・景観・案内看板等確認	
21	H28.4.21	木	17:15	17:45	市内	15km	市内一円（下条、市野山等）	市内巡視・現地確認 ※自治会からの要望箇所について道路状況等確認	
22	H28.4.25	月	14:40	16:57	市内	45km	市内一円（京ヶ瀬・笹神地区）	市内巡視・現地確認 ※道路・河川・建物・景観・案内看板等確認	

3. 上記公務に係る公用車燃料費及び運転員の人件費について

上記の行事については、公の行事に準ずるとの見解から、公用車の配車及び運転員への業務命令は適切な公務執行であったと判断される。

第3 監査の結果

〔1〕 事実関係の確認

請求について監査した結果、次の事実が確認できた。

- (1) 「市長公務と関連性のない市長公用車の運行実態調べ」に記載された22件の公用車の行先及び目的について
 - 1 新潟大学医歯学総合病院 水原郷病院への医師派遣について教授面談
 - 2 鳥屋野潟公園・亀田公園・横越公園 天朝山公園整備に係る先進地視察
 - 3 東部産業団地・角昭 新潟東部太陽光発電所3号系列竣工式・懇親会出席
 - 4 ANA クラウンプラザホテル 参議院議員つかだ一郎君激励の集い出席
 - 5 ホテル華鳳 株式会社上松設備社屋完成竣工式 出席
 - 6 290号沿線地区(女堂～折居～勝屋～村杉～籠田～福永)・分田地区等8月25日～26日の台風15号による被害状況等確認
 - 7 県庁 県農林水産部流通課長と面談
 - 8 阿賀野川(法柳～嘉瀬島～分田～小浮等)・安野川等市内河川 9月9日～10日の台風18号による河川増水、被害状況等確認
 - 9 安野川等市内河川 9月9日～10日の台風18号による河川増水、被害状況等確認
 - 10 ANA クラウンプラザホテル 参議院議員中原八一君を励ます会出席
 - 11 市内一円(笹岡・山崎等) 9月9日～10日の台風18号による圃場等状況確認
 - 12 新潟市 新潟市内ホテル 阿賀野市戦没者追悼式終了後、阿賀野市内事業所から来賓として招待を受けた結婚式に出席
 - 13 市内一円(天神堂・七浦・うららの森等) 市内巡視・現地確認(自治会からの要望箇所について道路状況等確認及びうららの森視察等)
 - 14 市内一円(出湯・村杉等) 市内巡視・現地確認(五頭温泉郷地区の街路灯確認)
 - 15 市内一円(月崎・小河原・下里等) 市内巡視・現地確認(自治会からの要望箇所について道路状況・消雪パイプ設置状況等確認)
 - 16 市内一円 年始あいさつ回り
 - 17 安田フラワーガーデン～ホテル華鳳 「第21回世界の洋らん展 in にいがた」出席後、「ほかりけんじ後援会・謙山会合同新年祝賀会」出席
 - 18 市内一円(水原地区街中) 市内巡視・現地確認(道路状況・消雪パイプ設置状況等確認)
 - 19 聖籠町役場・五泉市役所 聖籠町長、五泉市長面談
 - 20 市内一円(水原・安田地区) 市内巡視・現地確認 (道路・河川・建物・景観案内看板等確認)
 - 21 市内一円(下条・市野山等) 市内巡視・現地確認 (自治会からの要望箇所について道路状況等確認)
 - 22 市内一円(京ヶ瀬・笹神地区) 市内巡視・現地確認 (道路・河川・建物・景観・案内看板等確認)

〔2〕 監査委員の判断

- (1) 地方自治法第1条の2第1項により「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と規定され、市長の権限および職務については、同法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統括し、これを代表する。」、同法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その権限と職務は相当広範囲にわたると解される。

1 については、あがの市民病院(水原郷病院)が医師不足により救急医療体制が組めずにいることから、早期確立を実現するため、新潟大学医歯学総合病院を訪れ、新潟大学医歯学部教授と面談し定期的な医師派遣の要請を行ったことが、市長政策課から提出された資料から確認でき、なんら、違法・不当な使用と解することはできない。

2 については、かつて子供たちで溢れていた天朝山公園をはじめ、市内の各公園が今は子供たちが遊ぶ遊具等も数も少なく老朽化し、見る影もないほどの状況に陥っている。近隣の公園を視察し、かつての親子又は市民の憩いの場として、また、賑わいを取り戻すための公園再整備の参考にすべく訪れたもので、なんら、違法・不当な使用と解することはできない。

3・5・12 については、来賓として招待を受けたもので、「当該普通地方公共団体の事務を執行し対外的折衝等を行う過程において、長又はその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、上記事務に随伴するものとして許容されるべきである。」との最高裁判決に判示されているとおりのなんら問題はない。

4・10・17 については、県出身国会議員の激励会・阿賀野市出身県議会議員後援会新年祝賀会に出席したもので、国及び県の事務、施策及び事業が普通地方公共団体の行いうる施策の内容や社会的および経済的な環境の整備拡充に多大な影響を及ぼしうるものであることを考慮すれば、市長が、国政政党の主催する会合に出席し、阿賀野市長として挨拶をすることは、国政政党と良好な関係を保つことに資するものであり、ひいては阿賀野市の円滑な運営や維持発展に資するものであるということが出来る。よって、この会合への出席に公用車を使用することは違法・不当な使用と解することはできない。

6・8・9・11については、台風15号・18号による市長自らの責務としての被害確認業務であり、なんら、違法・不当な使用と解することはできない。

7については、台風15号による阿賀野市の米作被害状況を県農林水産部流通課長に報告に行ったものでなんら、違法・不当な使用と解することはできない。

13・15については、道路保全、消雪パイプ設置について自治会から要望のあった個所を市長自らが現地確認のため出向いたものであり、地域住民の公平性を担保し、適正な補修保全・設置に関して自らの目で確認するための公務と解することができる。

14・17・18・20・21・22については、阿賀野市観光への誘客に力を入れていることから、市内各地区の道路状況・消雪パイプの設置状況・案内看板・景観等をつぶさに自ら確認を行うことで、修繕・景観保存・安全の確保に資するためのものであり公務といえ、そのための公用車使用は不当な使用とは解せない。

16については、旧年中お世話になった市内事業所等への年始の挨拶回りに公用車を使用したもので、社会通念上儀礼の範囲にとどまり普通地方公共団体の事務と解されることから違法・不当な使用とはいえない。

19については、聖籠町役場・五泉市役所において、それぞれの町長・市長と行政運営上にかかる諸問題について意見を交わした。これによる公用車の使用は違法・不当ではない。

(2) 市長の担うべき公務は、市の代表として市政運営において必要と認められる相手方との面談、懇談、意見交換、会合、式典等への出席、外部からの要請による庁舎外での会議への出席、講演のほか、社会通念上必要とされる冠婚葬祭等儀礼的な行事を含み、広範多岐にわたっており、一概に公務の範囲を定めることは事実上困難を伴うものと言える。

公用車の使用に関しては、「阿賀野市自動車管理使用規程」第8条第1項1号から4号に規定されているとおり、使用の範囲を制限されているが、市長の職務は一般職と異なり勤務時間の概念がなく土日休日や昼夜を問わず公務が優先されること、またその職務内容も前述したとおり非常に広範多岐にわたること、また危機管理上の指示・連絡体制の確保の必要性等から、市長の職務遂行として公用車使用を一般職職員の公用車使用と同様に解するのは妥当ではなく、公務日程を機動的かつ円滑にこなすための迅速性の確保の観点や、危機管理上の緊急時の指示・連絡体制の確保の観点、移動中の安全確保の観点等も考慮した上で公用車使用の妥当性を判断するのが適切であると考えられる。

よって、上記の監査請求案件はいずれも普通地方公共団体の事務の範囲と解

される。

以上により、本監査請求において問題とされている市長公用車の使用については、市長の公務の特殊性・多様性を総合的に鑑みたとき、到底違法・不当なものとは考えられず、本監査請求には理由がない。

〔３〕 結論

請求人による本監査請求は、理由がないので棄却する。

〔４〕 監査委員の意見

以上のとおり、この本監査請求で問題とされている市長の公用車の使用は違法でも不当でもないと解される。

公用車の使用に当たっては、過密する公務日程を機動的かつ円滑に対応するために、移動の迅速性や正確性などの合理的な必要性に加えて、公務の継続性、移動中における市長の安全確保といった側面を考えると、単に外形的な行動のみから妥当性の適否を判断し、公務の範囲や、それに伴う公用車の使用を限定的に捉えることは、市長の職責を全うするうえで、その公務における活動をいたずらに制約することになり、市民にとっても望まない結果を招くなど、弊害を伴うことは明らかである。

なれば、私的使用、公的使用の判断基準を示すマニュアルが必要となるが、マニュアルの具体的な運用においても、明確、画一的な判断が困難である事を勘案すると、その運用に当たっては、客観的、柔軟な裁量権の行使によって、より妥当性を有する判断によることが不可欠であると思われる。

今後も「最少の経費で最大の効果を上げるよう」「最も効率的に」使用すべきものとする。